

東広島市発注工事への単品スライド条項の適用について

平成 20 年 9 月 4 日

最近の特定の資材価格の高騰を踏まえて国土交通省が単品スライド条項を発動したことを受け、この度、東広島市発注工事においても国土交通省の運用基準に基づき平成 20 年 9 月 4 日から当分の間、東広島市建設工事請負契約約款第 25 条第 5 項（単品スライド条項）を次のとおり適用することとしましたのでお知らせします。

1. 単品スライドについて

「単品スライド」とは、東広島市工事請負契約約款第 25 条第 5 項に基づき、「特別な要因により工期内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、請負代金額が不適当となったとき」に、請負代金額の変更を請求できる措置です。

2. 運用基準について

「工事請負契約約款第 25 条第 5 項の運用について」（別添）による

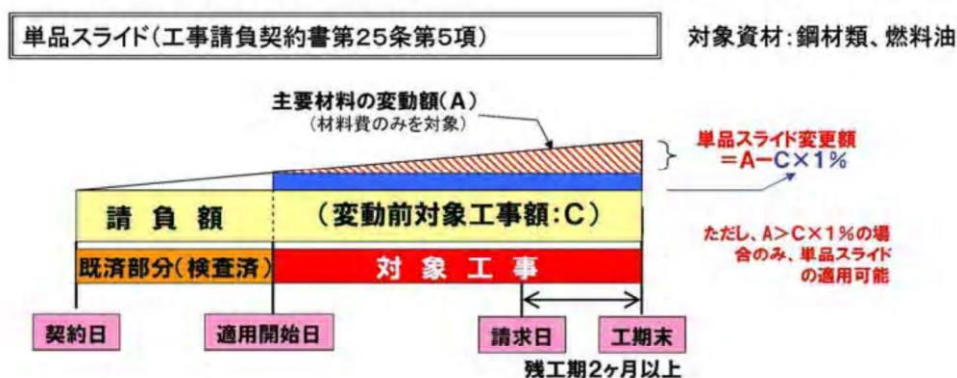
※令和 4 年 6 月 30 日付けで運用を変更しています。

（1）条項適用の対象とする材料

鋼材類と燃料油の 2 品目

（2）請負代金額の変更の考え方

対象材料の価格上昇に伴う増額分のうち、受注者からの請負代金額の変更請求に基づき、対象工事費の 1%を超える額を発注者が負担。



- ① 単品スライドの適用となる工事は、対象材料の価格上昇に伴う変動額 A（諸経費抜き）が対象工事費 C（諸経費込み）の 1%を超え、かつ、単品スライド変更額の協議の際に残工期が 2 ヶ月以上あるものが対象となります。
- ② 単品スライド条項に基づく請負代金額の変更の協議は、工期末から 2 ヶ月以上前に受注者より行う必要があります。

- ③ 単品スライド条項に基づく請負代金額の変更の協議に当たっては、スライド対象材料毎に実際の購入数量・購入価格・購入時期・購入先等を受注者で証明されることが前提となります。
- ④ 受注者が発注者の求めに応じず、必要な証明書類が提出されない場合や提出された書類の信憑性がない場合などは、原則、単品スライド条項の対象になりません。
- ⑤ その他詳細な運用及び東広島市建設工事請負契約約款等の例規に定めのない事項については、次の「3. 運用マニュアル」を参考とします。

3. 運用マニュアル

「工事請負契約書第 25 条第 5 項（単品スライド条項）運用マニュアル（暫定版）」（平成 20 年 7 月 16 日国土交通省大臣官房技術調査課）（別添）

4. 問い合わせ先

総務部 契約課 工事契約係： 電話 082-420-0930

※なお、個別の発注案件に関する事務手続きについては、各工事担当課へお問い合わせください。

※問い合わせ先を「建設部 監理課 契約室 工事契約係」から変更しました。